

独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方(概要)

考え方

将来にわたる
基本方針

会社自体の整理・統廃合を行う

⇒ 利益剰余金(相当額)については、この中で適切に回収

+

当面関係会社として
存続する会社

会社の整理・統廃合に先行して、一定の利益剰余金の返納を要請

条件

- ① 今後の会社の整理・統廃合に支障を来さない
- ② 会社の自立的な経営が可能な範囲内とする

第1段階の 方法と金額

配当では持分割合に応じて
他の株主へも流出



金銭寄附等によりURにのみ返納(反対株主は株式買取)

不当利得の返還といった具体的な法的根拠に基づく返納の求めではなく、関係会社の取締役等に法的なリスクが生じることなどから、国として強制することはできないため、政策的に要請を行う。

返納額

=

返納対象額 (実質の利益剰余金 × UR由来率)

− 控除額

↓
利益剰余金のうちURに由来して蓄積されたものの割合(随意契約によるものは高く、自らの営業努力によるものは低く設定)

… 会社の自立的な経営のために必要な項目を控除
 ・株式買取費用
 ・リストラ費用
 ・運転資金 等

居住者サービス会社

平成23年度末を目途に
日本総合住生活(JS)の駐車場事業をURへ譲渡



事業譲渡の方針を速やかに策定した上で
金銭寄附等



JSの子会社についてもJSに併せて整理・統廃合を行う中で利益剰余金(相当額)を回収
(早期にできない場合は先行して金銭寄附等)

地区サービス会社

UR持株比率50%超
(3社)

金銭寄附等

ただし、反対株主の株式買取は非現実的

UR持株比率50%以下

(多くは地方公共団体との共同経営)

会社の整理・統廃合を行う中で利益剰余金(相当額)を回収



早期の整理・統廃合を目指す

業務代行会社

(URの直接出資なし)

会社の整理・統廃合を行う中で利益剰余金(相当額)を回収



早期にできない場合は先行して金銭寄附等